

第十九回国 参議院内閣委員会會議録第十七号

昭和二十九年四月六日(火曜日)午前十一時四分開会

委員の異動

四月二日委員秋山俊一郎君辞任につき、その補欠として愛知揆一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君

理事 長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

井野 碩哉君
矢嶋 三義君
山下 義信君
八木 幸吉君
堀 眞琴君

政府委員

内閣官房副長官 田中不破三君
行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局 岡部 史郎君
管理部長 植木庚子郎君
大蔵政務次官 事務局長 常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 会専門員 藤田 友作君

法制局側

参事(第一部 第二課長) 杉山恵一郎君
説明員 文部大臣官 福田 繁君
房総務課長

本日の會議に付した事件

○国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外八十二名発議)

○行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案を議題といたします。発議者を代表して八木幸吉君より本案の補足説明を受けることといたします。

○八木幸吉君 本法律案の趣旨弁明につきましまして、三月五日の本委員会におきまして、提案者の一員である矢嶋委員から趣旨の説明がございました。それで尽きておると存するのでございしますが、只今委員長からの指図もございまして、発議者の一員といたしまして補足的に若干の説明をさせていただきます。

本法律案の趣旨は、その目的といたしましては官紀の肅正、政界の革新といふこととございします。終戦前は民間企業の役員が国務大臣に新任されたときは、その民間企業の役員を辞職するといふことが慣例になつておつたのでございします。然るに終戦後になりましてから、いつの間にか私企業の役員が在職のまま国務大臣になるといふ悪い慣例ができて参りました。私はこの慣例はよろしくない、かように存じておりますがために、綱紀肅正の見地から第十六国会

の本會議におきましても、總理大臣に一般施政方針に関する質問におきましてこのことを申し上げたのであります。當時私が調べたところによりますと、第五次吉田内閣の閣僚中には、民間企業の役員を兼ねておられたかたが、相当にございします。大蔵大臣の小笠原三九郎君は太平洋海運株式会社の社長でございします。厚生大臣の山縣勝見君は新日本汽船株式会社の社長であり、農林大臣の内田信也君は明治海運株式会社の取締役会長でございします。又通産大臣の岡野清豪君は興亜海上火災運送保険株式会社の取締役、大野伴陸君は新日本海運株式会社の取締役、以上いずれも海運関係でございしますが、そのほかに労働大臣小坂善太郎君は信越化学工業株式会社の顧問であり、外務大臣岡崎勝男君は日米富士自動車株式会社の社長でございします。私はこれらの私企業の役員をしておられますかたが、が國務大臣の職にあつて、その人たちにいろいろ疑惑があらうと何とかなり意味でそのことを申し上げたのはございせんので、制度として國務大臣が民間企業の役員を兼ねておられますと、どうも政治道義上これは面白くない、こういう意味で実は總理大臣の所見を質したのでございします。殊に當時は海運関係におきまして利子補給等の問題もございしましたので、一層この辺は明らかにしておくことがよいであらうという趣旨で、總理に御意見を伺つたわけであり

ますが、綱紀肅正のことは心配がない、こういう意味を以て總理大臣としては國務大臣の民間企業に關係する特別の承認を与えてゐる、成規の手続をいたしてゐる、かような御答弁であつたのでございします。併しながらやはり私は最初に申し上げました通り民間企業に國務大臣が関与してゐるということは、國務大臣の職務を公正にやるという意味から面白くない。殊に大臣や政務次官、若しくは官房長官といつたような職は四六時中全身の努力をこめてやります、なお足らないだけの重職でございしますので、どうしてもこれらの人たちは國務大臣であるがために、或いは重要な職に在るがために民間企業から離れるということが必要である、かように考えまして、できればかような問題は法律で規制せずして道義的に解決するのが最もいい方法であると考えますけれども、やはり現内閣におきましては大臣の在職の間民間の会社に關係しておられるかたがたもあるし、余り好ましいことではないが法律としてこれをきめることが國家のために必要であるとかように考えまして、この法律案を提議いたしました次第であります。簡単でありますが一言補足的に御説明申し上げます。

○委員長(小酒井義男君) それでは只今より質疑をいたしますからどうぞ。○山下義信君 私提案者の一人になつておりますから質疑はいたしません、今八木さんから御説明があつたので、率直に申しまして、この案文

の字句等は恐らく専門家がやはり加されて練られたものであらうと思つて従つて法制局のほうからこの案文の作成について特に問題となつた点等についてどこが問題点か、どういう研究をしたかといふ点を簡単に説明をさせて頂けば大変いいんじゃないかと思ひますからさういふふうの一つお願いしたいと存じます。

○八木幸吉君 今の山下委員のお話でございしますが、実はこの法案は最初私が今申し上げたような趣意で立法考査局に立案をお願いしました。それから立法考査局から更に當院の法制局に成文化するようにお願いいたしました。そうして慎重にお考えを頂きました結果、本案ができましたのでございまして、立法経過の上におきましてどういふ点が問題になつたかといふことは只今山下さんのお話のありました通り法制局にお聞き頂いたら一番よくわかると思ひます。

○委員長(小酒井義男君) それでは法制局の第一部第二課長の杉山恵一郎君から只今の点について一つ説明をお願いいたします。

○法制局参事(杉山恵一郎君) この法案を審議するに當りまして問題になりました二、三の点、大体のこの構想は國家公務員法の一一般職の職員の私企業の離職に関する規定と大体同様な形で規定ができてゐるのであります、國務大臣等についてこの規定を当てはめて行く場合にどういふふうにか考へるべきかといふことが問題なんです、ここで

するわけでありませう。従つて報酬を得ない場合については職を兼ねることができるといふことになるわけでありませう。報酬を得ない場合でも、何かしらそういう役員になることによつて職務の公正を害する場合もあるのかも知れないといふふうな考え方も勿論あると思ひますけれども、併しその企業、その事務そのものは先ほど申しましたように

営利的なものでない、中性的な或いは公益的なものである。ですから、そのものを推進して行くという意味で、その事業に国務大臣その他のが関与して行くという点については、特にこれについて不正な影響の及ぶというようなことのない限り、禁止する必要はないのではないだろうかということ、その点については特別な禁止規定を置かないということにいたそうとしておるのでございませう。

す。そういつたその不正な影響を与えるかどうかというふうな点につきましては、こういつたようなかたの良識に待つて決定をして頂ければそれで十分ではなからうかというふうに考えておるのでございます。

それから国家公務員の場合には、離職後二年間は国の機関と密接な関係に

ある営利企業についてはいけないという離職後の制限も一緒に含んでおりますけれども、国務大臣その他の場合には現職中での禁止を規定するだけで、まあ十分ではなからうかということで、

それから大体一般職の職員については国家公務員法で非常にいろいろな制限規定がございますけれども、特別職については全然規定がありませんので、なお従前の例によるということとにいたしております。

前の規定が働いておるような形になつております。これは特別職というものの性格から非常に特別職の中の事務的なものについて特別な一般職の職員と同じように規制をする必要がないということ、それからもう一つの特別職のほうの非常に政治的な職務については、これは相当程度自由に任用し、自由に活動させることが適当であらうかというふうなことで、国家公務員法の規定が働いていない、適用しないことになつておるんだらうと思ひますが、

内閣総理大臣の他について特にこのふうな規定をおきません趣旨は、これらのかたがたが特に国の政治の中核機関におられるというふうなことで、その公正さを確保するということが、他の特別職の職のものよりは特に強く要請されるんだというふうなことで、特にこのいつたようなかたがたについてだけこのふうな規定をおく必要が出て来たものであらうというふうな考え方でおるわけでございます。

それからなお、従前の内閣総理大臣等についての関係はどうなつておつたかというところでございますが、この国家公務員法の以前におきましては、官吏服務規律の規定でその七条に「官吏ハ本部長官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ營業会社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ス」というふうな規定がありまして、官吏についての營業会社の役員となることの禁止の規定がありましたけれども、内閣総理大臣について一体本部長官の許可というふうな事があるのかどうかという点については非常に疑問であり、今までの内閣総理大臣について、この規定で内閣総理大臣がやめて、内閣総理大臣について適用があつたというふうなことではな

くて、内閣総理大臣の良識からそういつたような職を退いて内閣総理大臣になられておつたというふうな理解しておるわけでありまして。現在話によりましては、この規定で内閣総理大臣が内閣総理大臣の許可を得て役員についておられるんだというふうなお話もありますけれども、一体この規定によつてゐるのか、或いはこの規定の趣旨をくんでおるといふことなのか、その点は余り明瞭ではないのでございます。

なおこの規定によれば、内閣総理大臣が内閣総理大臣の本部長官であるとして、総理大臣の許可を得れば營業会社の役員等になることができるということになるわけですが、そういうふうな職におること自体が、こういうつたような政治の中核にあられるかたがたの地位とは矛盾するのではないのか、或いは適合しないのではないかと、或いはこの規定が若し働くとしてもそれを適用しないで、一般的にいけないんだということにしたほうが適当であらうということ、特にこの規定をおく必要があらうというふうな考えをわけでございます。

○委員長(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

午前十一時五十九分速記中止

午後零時十五分速記開始

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め下さい。それでは内閣総理大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案につきましては本日は一応質疑を終りまして、次回これを続行いたすことにいたします。

○委員長(小酒井義男君) 続いて行政

機関職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。先ず大蔵省関係の定員に関する説明を受けることにいたします。

○政府委員(植木庚子郎君) 只今から当委員会において御審議を願つております行政機関職員定員法の一部を改正する法律案のうち、大蔵省関係の内訳等につきまして、行政管理局からの説明に補足いたしまして、若干申上げたものと存じます。資料といたしましては、行政管理局からすでにお手許に差上げてあるものとして、定員法改正資料という標題をつけたものがございまして、それには総括表と内訳表と二つあるようでございます。そのほかに私ども大蔵省のほうから差上げましたものが、只今差上げたと思ひますが、大蔵省職員定員増減内訳及び説明要旨三月十日付のものでございます。この三つの資料に基づきまして説明を申上げたと思ひます。

まずこの総括表のほうでは、そのほうを御覧願いますと、第二頁のところは大蔵省が一番上のところに入つております。この定員法の上におきましてはその一番上のところにおきまして、本省と外局であります内税庁とこの二本の柱になつておまして、その内訳につきましては、この定員の範囲内において大蔵省令のほうで定めることに法律によつて規定せられておることは御承知の通りでございます。今度の改正におきましては御覧のようにその本省のところで減少定員が三千五百六十八人、内税庁のほうで八百二十八人、合せて三千八百五十八人の定員減少と相成る次第でございます。

と、その第三頁をおあげ願いますとございまして、只今申上げた定員減のほうで本省の三千五百六十八人と内税庁の八百二十八人、合せて三千八百五十八人の減少であります。この三千五百六十八人、及び八百二十八人の内訳をたしまして、その増減理由の欄のところに簡単な項目とその項目別の人員が掲げてございまして、一番上にありますのは行政事務の簡素合理化に伴う減六千五百五十二人、在外公館在勤要員としての減四八人、税関特派職員二条二項へ移替減とした減千四百八十八人、これが合せて三千五百六十八人の本省の定員減、内税庁のほうにおきましては入場税の国税移管及びやし、繊維品消費税の新設に伴う増加定員といたしまして千五百五十人、行政事務の簡素合理化に伴う減少定員といたしまして千九百五十二人、差引きまして八百二十八人の定員減少がよりに相成つておる次第でございます。これを更に大蔵省の機関別にみると、どうなるかと申しますと、それは只今差上げました大蔵省職員定員増減内訳及び説明要旨という一枚紙のほうを御覧願いたいと思ふのであります。これは只今申しました第二の資料の増減事由の区分ごとに、大蔵省の内務の各機関ごとに見るとどういふよう減少定員になるかというところが示してございまして、減少になります分は、この表で御覧願ひましてもおわかりになると思ひますが、内部部局、造幣局、印刷局、税関研修所、財務局、税関、それから本省合計が行政簡素化のために定員減少になりますもの千六百五十二人、内税庁のほうで行政簡素化によつて減らします分が千九百五十二人、合計三千六百四十八人、こ

うなりまして、(2)(3)が在外公館の在勤要員のための減少、税関特派職員二条二項への移替の減がここにありましてよりに千四百八十八人。それから第四番目の欄にございまして、入場税の国税移管及びやし、繊維品消費税の新設に伴います増加、内税庁のほうで一千五百五十人。このように相成つておまして、減少の合計は最後の総計欄で御覧願ひますと五千八百五十八人の減少に相成ります。ところが四番目にあります増加定員が千五百五十人、こ

うなりまして、(2)(3)が在外公館の在勤要員のための減少、税関特派職員二条二項への移替の減がここにありましてよりに千四百八十八人。それから第四番目の欄にございまして、入場税の国税移管及びやし、繊維品消費税の新設に伴います増加、内税庁のほうで一千五百五十人。このように相成つておまして、減少の合計は最後の総計欄で御覧願ひますと五千八百五十八人の減少に相成ります。ところが四番目にあります増加定員が千五百五十人、こ

うなりまして、(2)(3)が在外公館の在勤要員のための減少、税関特派職員二条二項への移替の減がここにありましてよりに千四百八十八人。それから第四番目の欄にございまして、入場税の国税移管及びやし、繊維品消費税の新設に伴います増加、内税庁のほうで一千五百五十人。このように相成つておまして、減少の合計は最後の総計欄で御覧願ひますと五千八百五十八人の減少に相成ります。ところが四番目にあります増加定員が千五百五十人、こ

三番目の税関特派職員の問題でございますが、これは御承知のように保税倉庫或いは保税工場、特殊上屋等に派出される者でありまして、これは一定の手数料を徴収しまして輸出入業者の税関の事務をその場で処理することになつてゐる制度でございます。この職員の人數につきましては申請がたてこんで参りますと、非常にその人をふやしてやらなければなりません。従つて増減が一定いたしませんので、以前曾つて古い時代にも定員外としておつた時代があつたわけでありまして、今回の改正も今まで二条一項の表の定員として一定されてゐたものを今度は二条二項の規定によつて政令定員とすることが適当であるといふ趣旨にのつてかような処理をしようとするものであります。従来は税関の定員中千四百人がその職員の定員でありましたので、これの移替えのためには千四百人を減といはしてゐる次第であります。政令を以て定められる当該職員の定員につきましては、先ほどの総括表の四ページを御覧頂きますと書いてございまして、今申しましたような次第でこれを一応千五百人というふうに予定しております。これは千四百人減少して千五百人、百人をふやす恰好になつておりますが、これは最近の貿易事情の推移に鑑みまして、今後保税倉庫等の設置申請が一層ふえるだろうと見込まれますことと、別に本国会において御審議を頂き去る二十七日に成立を見ました國稅法の新しい規定によりまして、その保税倉庫等の設置につきましては、税関長は法定要件を欠くものに限つて設置を許可しないことができるというふうに規定しております。逆にい

へば、一定の要件を備えたものに対しては必ず許可しなければならぬといふふうに、出願者の立場を尊重する規定にいたしておりますので、相当程度の弾力性と余裕を見ておくことが必要なわけでありまして、従つて従来の定員に比較して百人をふやして千五百人の定員にして頂きたい、かように考へてゐる次第であります。

最後に國稅庁の千五百五十人、元の大蔵省のこの一枚のほうの説明要旨のほうにかへつて頂きますが、國稅庁の千五百五十人の増員の分につきましては、これは御承知のように入場税としやし繊維品消費税の關係でございまして、これは目下なお衆議院で審議中でございまして、いろいろ参議院に御迷惑をかけておりますが、これらの新税の課税に必要な調査、検査、取締、徴収等の要員といたしまして税務署に千四百九人、又そのために必要な限度におきまして國稅局と國稅本庁のほうに四十一人、合計千五百五十人の定員を増加しようとするものであります。先ほど申しました整理のための減とする定員が千五百五十人、差引計算いたしますと、その結果が八百二十人の國稅庁での定員の減だ、こういうことに相成る次第でございます。なお当委員会の御要求に基きまして先に提出いたしました資料がございまして、それは、行政機關職員定員設置法改正資料三月二十日付のものでございまして、これは只今までに御説明申し上げたところをこちらの委員会の御指定の形式に基いて書いたものであります。そのほかに二月一日の現在員と整理を要する人員とを書いてあります。この二月一日の現在員と整理を要する人員というのは、こちらの御要

求のものに付け加えてたかどういふものを作つてみたのでございます。整理を要する人員の欄は、二月一日の現在員と改正定員の差を計上したものでございまして、二月一日以後の異動、臨時待命発令者の数等によりまして、實際はこれと多少異なることにならうかと考へられるのであります。その資料の(2)にありますところの、特別待命発令者の年令別一覽表を添附してございしますが、なおその(3)は勤続年数を示したものでございまして、以上簡単でございまして、なお詳細につきましては、御質問によりましてお答えを申し上げます。

○委員長(小西井義男君) それでは質疑は一応説明が終つてから行ふことになつておりますので、本日は説明だけをお受けしておきます。

続いて文部省關係についての説明を受けました。それでは文部省大臣官房福田総務課長より御説明を受けました。

○説明員(福田繁君) 一般的な事務につきましては、行政管理局から御説明がございましてと思ひますので、文部省關係の定員につきまして概略御説明を申し上げます。

文部省の定員につきましては、今回の改正法案の第二条に掲げておりますように、本省は六万一千四百九十七人となるのであります。そのうち国立学校に六万六千人、文化財保護委員會が四百二十四人、合計いたしますと六万一千六百一十四人ときめられております。これは昭和二十八年年度定員の六万三千七百五十二人から、行政整理によりまして、昭和二十九年年度予算による増員が五百七十三人ございまして、

それを加えますと、結局千八百三十一人の減員と相成るのであります。その増減の内容につきましては御説明申し上げますと、先に申し上げました行政機關職員定員法改正資料というのがございまして、それはあとで申し上げることになります。なお部局別に新定員の内容をお知らせすると、この昭和二十八年年度定員におきまして、先ほど申し上げましたように六万三千七百五十二人といふこととございまして、行政整理によりまして今回の二千四百四十四人の内訳は、本省におきまして、八十八人、所轄機關等の研究所におきまして二十五人、国立学校におきまして二千二百六十六人、文化財保護委員會におきまして二十五人、このように内訳になるのであります。

なおこの二十九年年度予算に伴ひまして所轄機關に四人の増がございまして、そのほか国立学校の学年進行等に伴ひまして、五百六十九人という増がございまして、従ひまして増の合計は五百七十三人であると思ひます。それを差し引きいたしますと、只今申し上げましたように、六万一千六百一十四人となるのでございまして、概略申し上げますと、本省につきましては、内部管理事務の合理化、その他によりまして、平均いたしますと、本省は約七・七〇程度の整理になるのであります。それから所轄機關及び外局につきましては、同様に内部管理事務の合理化或いはその他の理由によりまして極力人員の節約に努めまして、大体平均いたしまして本省よりも低い五・五〇程度になるのでございまして、それから国立学校におきましては、これは教育機關としての特殊性を考慮いたしまして、その運営の機能

を阻害しない範囲内で、極力人員の削減に努めるといふような方向で参つたのでございまして、結局国立学校の教授につきましては整理を行わないことにはいたしまして、その他の教官につきましては大体最低の二〇といふようなことになつてゐるものであります。現場職員につきましては二〇を上廻る約四〇程度になりまして、非常に低い率になつてゐるものであります。国立学校として申し上げますと、約平均いたしまして三七・七〇程度の整理でございまして、これによりまして一般の行政事務等との場合と違つた、国立学校の運営を阻害しないといふような考慮を払つて参つたのでございまして、而もこの国立学校につきましては大体定員法にも書いてございまして、三年計画でこれを實施するといふような、つとめてこの学年進行その他に伴ひます諸般の考慮からいたしまして、三年計画でこれを實施するといふような建前になつております。本省所轄機關につきましてはこれは二年で整理いたすといふことになつております。なお申落しましたのが、国立学校につきましては大体初年度四割、次年度三割、三割、四・三・三の大体割合で實施いたしたいといふ計画でございまして、

それから先ほど申し上げましたこの所轄機關における定員の増が四人と申し上げましたのでございまして、これは国立遺伝学研究所における応用遺伝部門の開設によるものでございまして、それから国立学校におきまして五百六十九人の内容でございまして、これは二十八年年度以前に改正されました学部、学科等の学年進行によるもの、これが約三

を阻害しない範囲内で、極力人員の削減に努めるといふような方向で参つたのでございまして、結局国立学校の教授につきましては整理を行わないことにはいたしまして、その他の教官につきましては大体最低の二〇といふようなことになつてゐるものであります。現場職員につきましては二〇を上廻る約四〇程度になりまして、非常に低い率になつてゐるものであります。国立学校として申し上げますと、約平均いたしまして三七・七〇程度の整理でございまして、これによりまして一般の行政事務等との場合と違つた、国立学校の運営を阻害しないといふような考慮を払つて参つたのでございまして、而もこの国立学校につきましては大体定員法にも書いてございまして、三年計画でこれを實施するといふような、つとめてこの学年進行その他に伴ひます諸般の考慮からいたしまして、三年計画でこれを實施するといふような建前になつております。本省所轄機關につきましてはこれは二年で整理いたすといふことになつております。なお申落しましたのが、国立学校につきましては大体初年度四割、次年度三割、三割、四・三・三の大体割合で實施いたしたいといふ計画でございまして、

それから先ほど申し上げましたこの所轄機關における定員の増が四人と申し上げましたのでございまして、これは国立遺伝学研究所における応用遺伝部門の開設によるものでございまして、それから国立学校におきまして五百六十九人の内容でございまして、これは二十八年年度以前に改正されました学部、学科等の学年進行によるもの、これが約三

を阻害しない範囲内で、極力人員の削減に努めるといふような方向で参つたのでございまして、結局国立学校の教授につきましては整理を行わないことにはいたしまして、その他の教官につきましては大体最低の二〇といふようなことになつてゐるものであります。現場職員につきましては二〇を上廻る約四〇程度になりまして、非常に低い率になつてゐるものであります。国立学校として申し上げますと、約平均いたしまして三七・七〇程度の整理でございまして、これによりまして一般の行政事務等との場合と違つた、国立学校の運営を阻害しないといふような考慮を払つて参つたのでございまして、而もこの国立学校につきましては大体定員法にも書いてございまして、三年計画でこれを實施するといふような、つとめてこの学年進行その他に伴ひます諸般の考慮からいたしまして、三年計画でこれを實施するといふような建前になつております。本省所轄機關につきましてはこれは二年で整理いたすといふことになつております。なお申落しましたのが、国立学校につきましては大体初年度四割、次年度三割、三割、四・三・三の大体割合で實施いたしたいといふ計画でございまして、

いから、隊の運営と行動上便利である盛岡市近郷に保安隊施設を設置せられたいとの陳情。

第五六七号 昭和二十九年三月二十
六日受理

北海道の国費事業予算早期令達等に関する陳情

陳情者 北海道議会議長 蔭田余
吉

北海道は、積雪寒冷地帯であるため冬期間の建設工事は不可能に近く、仮りに施工しても効率的でないから、公共事業費等予算に関する事業実施の適正並びに効率化を図るため、国費事業予算についてはその早期令達を行うとともに繰越使用の特例を設けられたいとの陳情。

第五六八号 昭和二十九年三月二十
六日受理

北海道開発事業費増額に関する陳情
陳情者 北海道議会議長 蔭田余
吉

昭和二十五年、北海道開発法の制定により、同二十七年から国策として北海道の開発が実施されてきたが、以来二箇年間の実績ならびに昭和二十九年予算程度度の国費では、第一次五箇年実施計画の完遂は、はなはだしく危ぶまれるので、国策として行う事業の重要性に鑑み、この際北海道開発費の増額について特段の措置を講ぜられたいとの陳情。